

## 独立行政法人空港周辺整備機構の見直し素案の概要

所在地	大阪府池田市
役職員数	役員 7 名、職員 83 名（平成 19 年 4 月 1 日現在）
業務内容	<p>独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第 20 条）</p> <p>①緑地造成事業（騒防法第 28 条第 1 項第 1 号）          空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>②再開発整備事業（騒防法第 28 条第 1 項第 2 号）          空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>③代替地造成事業（騒防法第 28 条第 1 項第 3 号）          空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第 1 種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>④民家防音事業（騒防法第 28 条第 1 項第 4 号）          周辺整備空港に係る第 1 種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。</p> <p>⑤移転補償事業（騒防法第 28 条第 1 項第 5 号）          周辺整備空港の設置者の委託により、第 2 種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。</p>
これまでの効率化に向けた取組み	<p>○業務運営の効率化          平成 17 年度に共同住宅事業を終了したほか、一般管理費の大幅削減等の措置を講じてきた。</p> <p>○組織運営の効率化          平成 15 年 10 月の独立行政法人への移行後、平成 19 年 4 月 1 日までの間に 9 名の人員削減（99 名→90 名）、大阪事業本部において 1 課削減を行った。</p>
今後の見直しに向けた考え方	<p>業務運営の効率化、業務の質の向上を図る。独立行政法人空港周辺整備機構の事業、組織全般について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行う。</p> <p>具体的には、大阪国際空港において中村地区整備事業等が終了することから、地元要望が強いにもかかわらず、整備が立ち遅れている緑地造成事業について重点化を図るとともに、移転補償事業のきめ細かな事前対応、民家防音事業の工事積算方法の簡略化等により事務手続きの迅速化・効率化を図る。また、再開発整備事業や代替地造成事業については、土地保有リスクの低減を図りつつ、移転者のニーズ等に即した事業の実施を図る。</p> <p>さらに、次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業執行の更なる効率化等を検討する。</p>
組織の見直しに対する考え方	<p>現期中期目標期間中の平成 19 年度に中村地区整備事業が終了すること、次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の更なる見直しを行っていく。</p>